

津市農第167号

令和6年6月27日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津市長 前葉泰幸

市町村名 (市町村コード)	津市 (242012)
地域名 (地域内農業集落名)	生水地区 (生水)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月28日 (第2回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、圃場整備を実施した農地で構成されている。

現状では4者の担い手で地区の2/3を耕作している。

また、個人が営農しているところもあり、彼らの将来的な離農に備え、既存担い手への集約化を検討していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区は米のほか、担い手による小麦と飼料米の作付けがあり、引き続きこれらの作付けを維持していく。

また、既存の担い手に集積が進んでいるが、個人農家も存在していることから、個人農家の将来的な離農に備え、既存担い手へ作業効率の向上が図れるように集約化の調整をしていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	14 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	14 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

原則として、農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

地区内の農地の集積・集約については農地中間管理機構を通じて行うこととする。

経営体が営農困難になった場合については、農地中間管理機構の農地バンクを機能を活用することで、保全管理や新規受け手への付け替えを進めることができるように機構への貸し付けを進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地の貸借が発生した際は、農地中間管理機構を活用する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

老朽化している用排水路施設等の確認を行い、必要に応じて改修を進め有効利用を図っていく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地区の担い手への集約を基本とするが、営農継続が困難になった場合は、地区外からの新たな担い手の受け入れを検討する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

作業の効率化が期待できる作業は、委託による実施を検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】